

自動車運転代行業に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、自動車運転代行業に関する事務を適正に処理するため、別添のとおり自動車運転代行業に関する事務処理要領を制定し、平成 14 年 7 月 23 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の規定に基づき、自動車運転代行業の認定その他の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 自動車運転代行業の認定

1 認定申請の受理

- (1) 自動車運転代行業を営む者の主たる営業所を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、自動車運転代行業を営もうとする者から規則第3条に規定する認定申請書（規則別記様式第1号）に政令第1条に規定する書類を添付して提出されたときは、次に掲げる事項について審査し、不備がある場合は申請者にこれを補足、訂正させてから受け取るものとする。

ア 認定申請書の審査

認定申請書には、法第5条第1項各号に掲げる事項が記載されているか。

イ 添付書類の審査

認定申請書には、政令第1条及び規則第5条に規定する書類が添付されているか。

ウ 富山県収入証紙の貼付

自動車運転代行業関係手数料納付書（別記様式第1号）に富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）に規定する認定申請の手数料相当額の富山県収入証紙が貼付してあるか。

- (2) 管轄署長は、認定申請書の提出を受けたときは、認定申請等受付簿（別記様式第2号）及び認定申請等処理経過表（別記様式第3号）に受理番号その他必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておくものとする。この場合において、認定申請等受付簿に記載する受理番号は、交通部交通企画課において作成する自動車運転代行業認定申請等受理簿（別記様式第4号）で採番する番号を記入するものとする。
- (3) 管轄署長以外の警察署長は、自動車運転代行業を営もうとする者から認定申請書の提出がなされたときは、当該申請に係る主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に申請書を提出するよう教示するものとする。この場合において、主たる営業所に関しては、次の事項に留意し、適切な教示を行うものとする。

ア 営業所とは、本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものをいう。この場合の営業の拠点とは、規模の大小を問わず、所属する運転代行業務従事者の日常的な配置運用、実質的な業務運営が行われている場所

をいう。

イ 主たる営業所とは、自動車運転代行業に係る営業の中心となっている営業所であり、原則として会社法上の本店と一致する。ただし、自動車運転代行業者が他の営業も併せて行っている場合等であって、自動車運転代行業の中心となる場所が会社法上の支店であるときは、会社法上の本店と一致しないこともあり得る。

(4) 管轄署長は、認定申請書を受け取ったときは、認定申請書及び添付書類のほか、認定申請に対する調査結果を記載した認定申請等調査表（別記様式第5号）を交通企画課長を経由して交通部長に送付するものとする。この場合において、管轄署長は送付書類の副本を作成し、保管するものとする。

2 認定申請に対する調査等

管轄署長は、自動車運転代行業を営もうとする者から認定申請書を受け取ったときは、申請者、法定代理人又は法人の役員が、法第3条に規定する欠格事由に該当するか否かについて、次により調査するものとする。

(1) 第1号関係

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するか否かについては、本籍地の市（区）町村長に対する照会により行う。

(2) 第2号関係

本号に該当するか否かの調査は、次のとおり行うものとする。

ア 調査対象者が日本人の場合は、身上調査について（照会）（別記様式第6号）により本籍地の市（区）町村長に照会し、身上調査について（回答）（別記様式第7号）により回答を得る。

イ 調査対象者が外国人の場合は、前科調査について（照会）（別記様式第8号）により東京地方検察庁に対して照会し、前科調査について（回答）（別記様式第9号）により回答を得る。

ウ 法人の場合は、前科調査について（照会）（別記様式第10号）により主たる営業所を管轄する地方検察庁に対して照会し、前科調査について（回答）（別記様式第11号）により回答を得る。

(3) 第3号関係

本号の営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者に該当するか否かの調査については、(2)の照会結果及び営業停止命令等に関する記録により行うものとする。ただし、検察庁又は裁判所の処分結果が不起訴（起訴猶予を除く。）又は無罪の場合は、原則として本号に該当しないものとして扱う。

(4) 第4号関係

本号に該当するか否かの調査は、申請者等について、刑事部組織犯罪対策課に照会依頼書により照会を実施することにより行うものとする。この場合において、申請者等が暴力団等ファイルに登録されていたときは、交通企画課長を経由して交通部長に速やかに報告する。

(5) 第5号関係

本号に該当するか否かの調査は、本号に該当しない者であることを誓約する書面及び本号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神

機能の障害に関する医師の診断書により行うものとする。

(6) 第6号関係

本号に該当するか否かの調査は、商業登記法第10条第1項に規定する未成年者の登記事項証明書（政令第1条第1号ハ）又は戸籍の謄本又は抄本（政令第1条第1号イ）により行うものとする。

また、自動車運転代行業者の相続人が未成年者である場合における調査については、その法定代理人が法第3条第1号から第5号までの欠格事由に該当するか否かの調査のほか、政令第1条第1号ニに規定する書類により行うものとする。

(7) 第7号関係

本号に該当するか否かは、国土交通省令第2条に規定する書類（損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類）の確認により行うものとする。ただし、本号に該当するか否かの判断については、原則として富山県知事の判断を尊重することとする。

(8) 第8号関係

安全運転管理者等については、規則第4条に規定する添付書類等で資格の有無を確認するものとする。

(9) 第9号関係

本号に該当するか否かの調査は、法人の役員について(1)から(5)までの調査を実施することにより行うものとする。

3 認定及び認定証等の交付

(1) 交通企画課長は、管轄署長から認定申請書等の送付を受けたときは、次に掲げるところにより措置するものとする。

ア 管轄署長から報告を受けた書類について必要な審査を行うとともに、認定に関する協議書（別記様式第12号）により、富山県知事と協議を行い、同意を得る。

イ 審査等の結果、欠格事由に該当しないと認めるときは、交通部長の決裁を受け、認定台帳（別記様式第13号）に記載するとともに、公安委員会の名において規則第5条に規定する認定証を作成し、管轄署長に送付する。

ウ 審査等の結果、欠格事由に該当すると認めるときは、交通部長の決裁を受け、公安委員会の名において認定に関する通知書（別記様式第14号）を作成し、管轄署長に送付する。

(2) 管轄署長は、認定証又は認定に関する通知書の送付を受けたときは、次に掲げるところにより、措置するものとする。

ア 認定証又は認定に関する通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者にその旨を通知してこれを交付するとともに、自動車運転代行業者台帳（別記様式第15号）に必要事項を記載し、関係書類とともに整理、保管する。

イ 申請者に認定証を交付するときは、交付簿（別記様式第16号）に所定の事項を記載の上、受領印欄に申請者又はその代理人の受領印又は署名を徴する。

ウ 申請者に認定に関する通知書を交付するときは、受領書（別記様式第17号）を徴収する。

第3 認定証の再交付

1 再交付申請の受理

- (1) 管轄署長は、自動車運転代行業者から規則第6条に規定する認定証再交付申請書の提出がなされたときは、次に掲げる事項について審査し、不備がある場合は申請者にこれを補足、訂正させてから受け取るものとする。
 - ア 申請時、自動車運転代行業の認定を受けているか。
 - イ 申請書に記載された内容が、当該認定の内容と一致しているか。
 - ウ 自動車運転代行業関係手数料納付書に富山県手数料条例に規定する再交付の手数料相当額の富山県収入証紙が貼付してあるか。
- (2) 管轄署長は、認定証再交付申請書の提出を受けた場合は、速やかに当該申請書を交通企画課長に送付するものとする。

2 認定証の再作成、交付

認定証再交付申請書の送付を受けた交通企画課長は、速やかに新たな認定証を作成し、管轄署長に送付するものとする。この場合において、再交付に係る認定証の認定番号及び認定年月日については、滅失前と同様の番号及び年月日を記載するものとする。

第4 変更の届出等

1 変更の届出及び認定証の書換え

- (1) 管轄署長は、自動車運転代行業者から、規則第8条に規定する変更届出書の提出がなされたときは、次に掲げる事項について審査し、不備がある場合は、これを補足、訂正させてから受け取るものとする。
 - ア 政令第3条で規定する添付書類が添付されているか。
 - イ 変更届出書による変更事項が認定証の記載事項に該当していないか。

変更届出書による変更事項が、認定証の記載事項に該当する場合は、認定証の書換えが必要となることから、当該認定証を併せて提出させる必要がある。
 - ウ 認定証を書き換える場合は、自動車運転代行業関係手数料納付書に富山県手数料条例に規定する認定証書換えの手数料相当額の富山県収入証紙が貼付してあるか。
- (2) 管轄署長は、自動車運転代行業者からの変更届出書の変更事項が、主たる営業所の所在地を他の警察署の管轄区域に変更するものであるときは、変更届出書は変更後の管轄署長に提出しなければならない旨を教示するものとする。
- (3) 管轄署長は、受け取った変更届出書の変更事項が、自動車運転代行業者が法人の場合における代表者等であるときは、認定申請に対する調査と同様に、法第3条の欠格事由に該当するか否かについて調査するものとする。
- (4) 管轄署長は、変更事項に係る調査の結果、支障がないと認めたときは、速やかに変更届出書及び関係書類を交通企画課長に送付し、支障があると認めたときは、交通企画課長にその旨を連絡するとともに、届出者に対し、支障の内容及び受理できない旨を通知するものとする。

2 認定証の書換え等

- (1) 変更届出書等の送付を受けた交通企画課長は、認定証を書き換える必要がある場合は、速やかに新たな認定証を作成し、当該管轄署長に送付するものとする。この

場合において、書換えに係る認定証の認定番号及び認定年月日については、書換え前と同様の番号及び年月日を記載するものとする。

- (2) 交通企画課長は、変更届出がなされた場合は変更届出に関する通知書（別記様式第 18 号）により、富山県知事に通知するものとする。

第 5 認定証の返納

1 認定証の返納の受理

管轄署長は、法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定証の返納を受けたときは、返納の理由を自動車運転代行業者台帳の備考欄に記載し、その写しと認定証を交通企画課長に送付するものとする。

2 認定台帳の整理等

認定証の返納を受理した交通企画課長は、認定台帳に返納を受けた旨を記載するとともに、認定証の返納に関する通知書（別記様式第 19 号）により、富山県知事に通知するものとする。

第 6 報告及び立入検査

1 報告の徴収

交通企画課長又は警察署長（以下「署長等」という。）は、自動車運転代行業者に対し、法第 21 条第 1 項の規定により、報告又は資料の提出を求めるときは、自動車運転代行業務に関する報告・資料提出要求書（別記様式第 20 号）を交付して行わなければならない。

2 立入検査

- (1) 立入検査は、業務の適正な運営を確保し、交通の安全と利用者の保護を図ることに障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認められる場合に実施するものとする。

- (2) 署長等は、所属の警察職員の中から、自動車運転代行業務に関する知識を有する者を立入検査実施者（以下「立入検査員」という。）に指定し、立入検査を実施させるものとする。

- (3) 立入検査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 立入りは、自動車運転代行業者等の営業を不当に妨げることのないよう留意するとともに、立入検査員は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施に伴う富山県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則（平成 14 年富山県公安委員会規則第 5 号）第 2 条に規定する身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

イ 書類、帳簿類その他の検査は、当該営業所の責任者又はこれに代わるべき者を立会わせ、紛議が生じないようにする。

第 7 行政処分

1 行政処分事案の送付

警察署長は、法第 7 条各号に規定する取消しに関する事実、法第 24 条各号に規定する廃止に関する事由及び政令第 5 条第 1 号に規定する違反行為を認知したときは、必要な調査又は捜査を行い、速やかに自動車運転代行業者行政処分等事案報告書（別記様式第 21 号）に疎明資料を添付し、交通企画課長を経由して警察本部長（以下「本

部長」という。)に報告するものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与

交通企画課長は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところにより、認定の取消しに該当するときは聴聞の手続を、指示、営業の停止又は営業の廃止に該当するときは弁明の機会の付与の手続をとるものとする。

3 処分事案の移送等

交通企画課長は、指示、営業の停止又は営業の廃止をしようとする場合において、当該処分に係る自動車運転代行業を営む者が、主たる営業所を他の都道府県警察の管轄区域内に変更していたときは、規則第15条に規定する処分移送通知書に係る書類を添えて、当該都道府県警察本部の自動車運転代行業に係る事務を担当する課長に送付するものとする。ただし、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与を終了している場合は、送付しないものとする。

4 認定の取消し

(1) 交通企画課長は、警察署長からの報告内容を審査し、自動車運転代行業者が法第7条第1項各号に定める取消事由のいずれかに該当し、認定取消しが相当と認めるときは、認定取消しに関する協議書（別記様式第22号）により、富山県知事と協議をするものとする。

(2) 交通企画課長は、協議の結果、富山県知事の同意を得たときは、認定の取消しが相当と認める理由及び富山県知事の同意を得た旨を本部長に報告するものとし、本部長は認定の取消しが相当と認めるときは、公安委員会に対し認定取消処分を上申するものとする。

(3) 本部長は、前記(2)の上申に対して、公安委員会から認定取消処分通知書（別記様式第23号）の送付を受けたときは、交通企画課長を通じて管轄署長に送付するものとする。

(4) 認定取消処分通知書の送付を受けた管轄署長は、速やかに当該通知書を当該処分の対象運転代行業者に交付するものとする。この場合においては、別記様式第17号の受領書を徴収するとともに認定証の返納を受け、これを交通企画課長に送付するものとする。

5 指示

(1) 交通企画課長は、警察署長からの報告内容を審査し、指示まで至らないと認める場合は、注意書（別記様式第24号）を作成し、管轄署長に送付するものとする。

(2) 交通企画課長は、警察署長からの報告内容を審査し、指示が必要と認める場合は、指示書（別記様式第25号）を作成し、管轄署長に送付するものとする。

(3) 管轄署長は、(1)の注意書又は(2)の指示書の送付を受けたときは、速やかに当該自動車運転代行業者に交付し、別記様式第17号の受領書を徴収するものとする。

(4) 交通企画課長は、当該指示を行った場合は、指示に関する通知書（別記様式第26号）により、富山県知事に通知するものとする。

6 営業の停止命令、営業の廃止命令

(1) 交通企画課長は、警察署長からの報告内容を審査し、法第23条第1項の規定によ

る営業停止命令又は法第 24 条第 1 項の規定による営業の廃止命令が相当と認めるときは、営業停止命令に関する協議書（別記様式第 27 号）又は営業廃止命令に関する協議書（別記様式第 28 号）により、富山県知事と協議をするものとする。

- (2) 交通企画課長は、協議の結果、富山県知事の同意を得たときは、営業の停止又は廃止が相当と認める理由及び富山県知事の同意を得た旨を本部長に報告するものとし、本部長は営業の停止又は廃止が相当と認めるときは、公安委員会に対し当該処分を上申するものとする。
- (3) 本部長は、前記(2)の上申に対して、公安委員会から営業停止命令書（別記様式第 29 号）又は営業廃止命令書（別記様式第 30 号）の送付を受けたときは、交通企画課長を通じて管轄署長に送付するものとする。
- (4) 前記(3)の営業停止命令書又は営業廃止命令書の送付を受けた管轄署長は、速やかに当該命令書を当該処分の対象運転代行業者に交付するものとする。この場合においては、別記様式第 17 号の受領書を徴収するとともに、これを交通企画課長に送付するものとする。